

平成22年（行ウ）第516号 行政文書一部不開示決定取消等請求事件

原告 高橋 利明

被告 国

原告準備書面（1）

平成23年3月9日

東京地方裁判所民事第38部A2係 御中

原告訴訟代理人弁護士 大 川 隆 司 代

同 只 野 靖 代

同 西 島 和 代

同 谷 合 周 三

[目 次]

はじめに	1
第1 「構想段階のダム」の立地点情報を公開することによる「混乱」の不存在....	2
第2 現行河川法は「構想段階のダム」情報の公開を予定する.....	7
第3 被告準備書面（2）に対する反論—「流域分割図」から「ダム予定地」は判明せず、また、「ダム予定地」情報に秘匿性はない.....	11
むすび.....	15

はじめに

原告は、本書面において、被告の準備書面（1）および（2）に記載された主張をふまえ、「構想段階のダム」の立地点に関する情報（いわゆるダムサイト情報）の

公表が混乱を生じさせるという認識そのものが失当であること（第1）、現行河川法はダムサイト情報の早期、積極的な公表を予定しており、情報公開法の制定目的もこれを支持するものであること（第2）、ダムサイト情報は従前から非公開情報として取扱われてきたという被告の主張も、失当であること（第3）について、順次主張を補充する。

第1「構想段階のダム」の立地点情報を公開することによる「混乱」の不存在

1 本件行政文書に記載されている「構想段階の洪水調節施設」について

被告は、本件行政文書に記載されている「構想段階の洪水調節施設」を公表することにより「例えば、洪水調節施設の建設に当たっては、建設予定地の土地所有者等に対し補償金の支払が行われることから、本件不開示情報から洪水調節施設の位置を特定した不動産業者等において、補償金の支払いを受けることを目的として、洪水調節施設の建設予定地を広く範囲に、あるいは安価で買収するなどといった事態が生じかねず、そうなれば同予定地周辺での不適正な土地取引が助長され」るから本件行政文書を開示することはできないと主張する（被告準備書面（1）15頁7行目以下）が、公共事業の「構想段階」といっても、さまざまな段階がある。

被告によると、本件行政文書に記載されている「構想段階の洪水調節施設」とは、「いまだ確定していない、いわば構想段階にある洪水調節施設」（被告準備書面（1）14頁9行目）であり、本件不開示文書に記載されている洪水調節施設の位置は、「飽くまで構想であり、基準地点とされている八斗島における計画高水流量を達成できるように配置した一つの机上の想定にすぎない」（同13行目）、「一試案にとどまる」（同16行目）ものだという。

2 構想段階の施設に関する情報公開のあり方 — 識者の見解

しかし、被告のいうように「いまだ確定していない」「一試案にとどまる」「構想段階の洪水調節施設」の位置に関する情報が公開されても、「不適正な土地取

引が助長」等の「混乱」が生じる余地はない。

(1) この点について、原科幸彦教授（環境計画）は次のように指摘される。

「立地点などの計画情報を公開することにより生ずるとされる土地の買い占めについても何ら合理的な根拠がない。この言明に多くの人がだまされている。買占めはどのような時に有効だろうか。密かに計画の意思決定がなされ、それが公開されず特定少数の人だけが知っているときに生ずる。計画の確定していない段階で情報が公開されれば、立地点が分からないのだから買占めなど生じない。また、自分の土地に立地する可能性があれば、土地を手放す地主などいるはずもない。」（判例地方自治1999年12月号7頁）（甲第9号証）。

(2) 鴨川ダムサイト候補地区面公開請求事件の京都地裁判決（平成3年3月27日、判例タイムズ775号85頁）（甲第10号証）は、ダムサイト候補地点選定位置図を非公開とした被告京都府が、当該文書が公開されると「ダム建設を当て込んだ土地取引が行われるなど、無用の混乱をもたらすおそれがある」と主張した点について、ダムサイト候補地が、本件文書上に記載された複数の地点の「いずれに決定されるかが不明である以上、これにより不当な土地の投機的取引が続発するとはいえ」ないと断じた。

なお、この事件の控訴審（大阪高裁平成5年3月23日判決、判例タイムズ828号179頁）は、不開示処分を違法（京都府情報公開条例違反）とした第一審の結論を覆したが、文書の公開により不当な土地の投機的取引が行われるかどうかについての争点についてはふれていない。

(3) 宇賀克也教授（行政法）は、著書『ケースブック情報公開法』（有斐閣、2002年）81頁（甲第11号証）において、前記判決に関連し、端的に「本件の場合、20カ所以上もの候補地点は、ダムサイトとしての自然的条件も何ら考慮されていない机上のプランの段階のものにすぎないから、これを開示することが土地投機を招くおそれがあるとは思われない」と指摘されている。さらに「一般論として、かかる公共事業用地候補地を不開示にしておくことが、

インサイダー情報を得たものによる不当な土地投機を可能にするという不公平を生ずるおそれがあることにも留意する必要がある」とも指摘されている。

(4) この点、田村悦一氏（法学博士，元立命館大学教授）は、「未成熟，未確定な情報がひとり歩きして，誤解や混乱を招くことの可能性は否定できない。しかし，どの過程ないし段階の情報であるか，また，未成熟，未確定な段階の情報であることを，明確に示した上での公開であれば，国民・住民がそれをどう受け取るかは，行政側の責任ではない。未成熟・未確定であるのにそれがあたかも確定したかのようにとられるというのは，むしろ，計画をいったん立案すればその修正を好まず，住民の参加や批判を望まないという，従来の行政の体質の裏返しを示すものであり，住民側がこれを確定的なものにとらえがちなのも，行政の係る体質から生じるものというべきであって，ここに誤解や混乱の原因があるといっても過言ではない。意思形成過程の情報であることの意義，それを公開することの意義を正しく認識し，また，その点を十分に国民・住民に周知させることにこそ，行政の責任があるというべきであろう。」（「開発行政情報の公開」田村悦一『憲法裁判と行政訴訟』佐藤幸治ほか編，1999年，490頁）（甲第12号証）として，未確定な計画が確定したかのように誤解されることによる混乱が生じる可能性を認め，たうえで，混乱を回避するために必要なことは，情報を非公開とすることではなく，混乱のもとになる誤解が生じないように適切に情報を発信することだと指摘される。

(5) 要するに，「構想段階の洪水調節施設」の位置に関する情報が公開されても，そのことによって土地の投機的取引等の「混乱」が生ずる蓋然性は，一般的には存在しない。

例外的に，後記2の沼田ダムの事例のように，計画が「構想段階」であることが正しく理解されず，「構想段階」の計画が確定したかのように誤解された場合には，被告の指摘するような土地の買占めが行われるなどの混乱が生ずる可能性は，ありえよう。しかし，このような弊害を防止する方法は，情報を不

開示とすることではなく、計画の確定性に関する情報をあわせて公開することによって解決されるべきである。

3 沼田ダム事例の評価

(1) 被告は、「構想段階の洪水調節施設」の位置に関する情報が公開されたことにより、土地の買占めが生じた例として、沼田ダム予定地の例を挙げる。

しかし、沼田ダム予定地で発生したという土地の買占めは、後記(2)記載の事実に照らし、買占めに関わった当事者(土地所有者及び買受け人)が、当時、客観的には「構想段階の洪水調節施設」にすぎなかった沼田ダムの計画について、もはや「構想段階」にすぎないものではなく、確定したかのように誤解したことにより発生したと考えるのが相当である。

つまり、この事例は、前記2(5)の例外の典型にあたるのであって、これを一般化して、「構想段階の洪水調節施設」の位置に関する情報を公表すると不当に国民の間に混乱を生じさせると結論付けることはできない。

(2) 沼田ダム計画が確定したとの誤解を生じさせた要因の分析

ア 被告は、昭和34年7月29日、民間研究機関である「産業計画会議による独自の沼田ダム建設計画案が発表されるや、土地ブローカーによるダム建設予定地の買占めが発生」した(被告準備書面(1)16頁6行目)というのであるが、これに先立ち昭和27年、沼田ダム計画について閣議決定がなされていたこと(被告準備書面(1)15頁20行目)に加え、当時、以下のとおり、土地所有者等が、沼田ダム計画が確定したかのように誤解する要因が存在した。

イ すなわち、被告が「沼田ダムの計画を公にしたことが、市民生活や市の施策へ混乱を与えたこと」の証拠として引用している乙第14号証の1ないし5の報道に先立ち、上毛新聞で、以下のような報道がなされている。

まず、乙第14号証の5・上毛新聞昭和34年9月30日記事に先立ち、昭和34年7月29日に産業計画会議が計画案を発表したことは前記のと

おりであるが、同年8月24日、『総工費千六百億円 主目的は都への水供給 最大出力百三十万KW 沼田ダム 産業計画会議案』の見出しで、産業計画会議の計画案の内容が具体的に報じられている（甲第13号証の1）。

次に、乙第14号証の1・上毛新聞昭和41年2月14日付記事に先立ち、昭和41年1月10日、『沼田ダム、建設へスタート 調査費に千百万円 2月県議会の焦点に？』の見出しで、「建設省は利根川河川総合開発調査計画の一部に新規事業として沼田ダム、烏川ダムの調査計画を織り込み予算要求しているが、大蔵第一次査定で沼田ダム調査費千百万円・・・が認められた。これにより建設省は新年度から本格的な調査をはじめることになり、くすぶり続けていた沼田ダム建設の動きは、いよいよ具体化してきた。」（甲第13号証の2）と報じられ、昭和41年1月13日には、『沼田ダム全額復活』の見出しで、「東京事務所から県にはいった報告では、さきに第一次査定で内示された沼田ダム関係調査費千百万円が復活折衝で、建設省の要求額通り二千万円が認められた・・・」（甲第13号証の3）と報じられている。

また、乙第14号証の2・昭和41年2月27日付上毛新聞記事に先立ち、昭和41年2月25日、『沼田ダム 首相も同意 瀬戸山建設相が答弁 茜ヶ久保氏が質問 近く知事、地元と会談』『具体的な案は今後に』の見出しで、建設大臣が公式に沼田ダム建設を実現したいとの意欲を語り、沼田ダム建設について首相も同意しているとの答弁を行ったことが報じられている（甲第13号証の4）。

さらに、乙第14号証の4・昭和42年6月13日付上毛新聞記事に先立ち、昭和42年5月19日には、『45年に着工する必要 沼田ダム 事前に地元の協力も 東京湾開発協が重点施策』との見出しで、自民党政調会長、社会党顧問、東京都知事、神奈川県知事などが出席した東京湾総合開発協議会において、昭和45年度には沼田ダム建設に着工する必要があることを決議したことなどが報じられ（甲第13号証の5）、昭和42年5月28日に

は、『日照りと沼田ダム 建設さらに具体化? 「尾瀬利水」もからむ』との見出しで、当時の日照りで沼田ダム計画が具体化するとの見通しが報じられている(甲第13号証の6)。

ウ 以上のように、沼田ダム建設予定地をめぐる土地買占め等の「混乱」は、沼田ダムが確定するかのような政治情勢等が報じられたしばらく後におこっていることからすると、これらの混乱は、単に構想段階の洪水調節施設の位置が公表されたことによるものではなく、計画が確定したかのような誤解が生じたことによるものである。

(3) 以上のとおり、沼田ダムの事例は、予定地の土地所有者等が、構想段階の計画を確定したものと誤解したことにより発生した特異な例であるから、これを一般化して構想段階の洪水調節施設の位置を公表できないとする被告の主張は失当である。

なお、被告は、構想段階の洪水調節施設の位置を公表すると、「特定の者に不当に利益を与えるおそれが生じる」とも主張するようであるが(被告準備書面(1)16頁17行目)、沼田ダム予定地の買占めを行った者はその後の計画白紙撤回により損失をこうむったものと推認されるから、沼田ダムの事例が「特定の者に不当に利益を与えるおそれ」の根拠となりえないことは勿論である。

第2 現行河川法は「構想段階のダム」情報の公開を予定する

1 河川法の平成9年改正の意義

(1) 訴状(7頁)で指摘したとおり、河川法の平成9年改正(法律第69号)によって新設された16条の2は、その第3項において

「河川管理者は河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聞かなければならない」

と定め、第4項において

「河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない」

と定めている。

(2) ここにいう「河川整備計画」の内容には、「河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」を含むものであり（河川法施行令10条の2第2号イ）、「河川工事」とは、ひろく「河川の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減するために河川について行なう工事」をいうものと定義されている（河川法8条）から、ダムを含む河川管理施設を建設する場所は、「河川工事施行の」場所に外ならず、河川整備計画の内容に当然に含まれる。

(3) 平成9年に新設された規定が、「河川整備計画の案を作成しようとする」段階において、「必要があると認める場合」に学識経験者の意見を聴取し、かつ関係住民の意見を反映させる措置を講ずべきものとした趣旨について、国土交通省河川局関係者の著書は、つぎのように解説している（甲14号証『逐条解説 河川法解説』改訂版89～90頁）。

ア まず、「必要があると認める場合」の趣旨については、

「河川整備計画の中には、

- ① 規模が小さい河川で小改修しかない場合
 - ② 計画の内容が既存の工事の延長のものであったり、堤防の部分的な拡幅等の単純なものである場合
- などがあり、このような場合についても、一律に上記の手續義務を課すのは現実的ではな」いから、というものである。

イ また、案の作成段階で住民の意見を反映させるために必要な措置を行うこととしているのは、

「住民の意向を十分に反映するには、計画策定のできるだけ早い段階からその意向を考慮していくことが必要であり、また案が固まった段階で住民の意見を聴いて計画の案を改めて変更するというのでは時間がかかり効率的なく、住民の意向の反映を円滑かつ効率的に進めるには計画の案の作成段階で必要な措置を講じていくことが適当であるからである」

と説明されている。

- (4) 本件情報は「規模が小さい河川」どころか、利根川水系というわが国最大の水系における河川管理施設の新設構想にかかわるものであるから、その整備計画等は、現行河川法が関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずる対象とするものであることは明らかであり、住民の意向は「できるだけ早い段階から」考慮していくことが必要とされている。

この場合、「公聴会の開催」等を具体的にどの段階で行うべきか、ということとは行政裁量になじむ面があるとしても、計画されている河川管理施設の場所に関する情報の性質自体は（裁量によって非公開とすることが許されるような性質のものではなく）、情報公開法5条柱書の定める公開義務の対象となることは明らかである。また、土地思惑買い等は、計画の確定度に比例すると考えられるから、「早い段階」の情報ほど、そのおそれは小さいと解することができる。

2 情報公開法の目的と構想段階情報の開示義務

- (1) 情報公開法の目的として、「政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにする」こととならんで「国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること」が法に明記されている（第1条）。

公共施設の建設事業が、「構想」や「試案」の段階から成案の段階に進み、更に計画として確定するまでの過程は、すべて「政府の諸活動」にほかならないから、これに関する「国民への説明」、「国民の的確な理解と批判」は、いずれも法の予定し、かつ期待するところである。

(2) 情報公開法5条5号所定の非公開情報(審議過程情報)該当性に対する判断例ではあるが、東京地裁民事第3部平成15年12月12日判決(甲15号証=最高裁HP)は、審議内容の公表により「出席者の発言につき、名指しでの非難などの圧力や干渉が行われ」、結局「率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある」とする主張が非公開理由として成立しえない所以を、次のとおり指摘した。

「出席者に対する適切な方法による具体的な働きかけは、法が当初から前提としていたものというべきである。適切な方法による働きかけ等により出席者の考え方が変更されたのであれば、それは不当な圧力による変更ではなく、国民による正当な意見表明による変更なのであり、検討会における議事内容を公開しないことによってそのような国民の働きかけがされないようにすることは、むしろ、法の趣旨に反するものというべきである。また正当な言論活動の範囲を逸脱する方法による働きかけは、厳にこれを排除すべきであるが、それは刑事手続や委員に対する身辺警護等の別途の方法によって行うべきものであり、被告としては、むしろこれらの方法に意を用いるべきもので、違法な働きかけがされるとの抽象的なおそれがあることのみを理由に議事を非公開とすることは許されないのである。」

(3) 本件についても未確定のダム設置計画にかかわる情報の公表が、そのままでは「国民の誤解や憶測を招き、国民の間に混乱を生じさせるおそれ」を伴うということが仮に言いうるとしても、前述のとおり当該計画があくまでも未確定のものであることをあわせて周知することにより、「混乱」の防止をはかることは十分に可能である。

ダムサイト情報を早い段階で国民に知られたくないという事業主体の本音は、国民の批判を招くことをできるだけ避けたいという点にあると思われる。しかし、いみじくも前記東京地裁判決が指摘するとおり、事業関係者等に対する「適切な方法による具体的な働きかけは、法が当初から前提としていたもの

というべきであり」、「公開しないことによってそのような国民の働きかけがされないようにすることは、むしろ、法の趣旨に反するものというべきである。」

(4) 要するに、平成9年の河川法改正および平成11年の情報公開法制定を経た今日においては、鴨川ダムサイト候補地図面公開請求事件に関する平成5年の前記大阪高裁判決のように、「構想段階の事業計画」の非公開情報該当性を安易に認めるような考え方は、もはや存立する余地がなくなっているのである。

第3 被告準備書面(2)に対する反論—「流域分割図」から「ダム予定地」は判明せず、また、「ダム予定地」情報に秘匿性はない

1 「流域分割図」の情報からは、「構想段階のダム予定地」が判明するわけではない

(1) 被告は、原告からの求釈明に対して、「小流域の下流端」の位置が明らかになっている「流域分割図」を開示すると、構想段階の洪水調節施設(ダム)の位置が特定される、と次のように主張を再構成してきた。

「流域分割は、既設の洪水調節施設等のみならず、構想段階の洪水調節施設等の位置も考慮して行われるため、『流域分割図』中で小流域の下流端であることが図示された場所は、河川の合流点あるいは洪水調節施設等のいずれかが存在する場所ということになる。しかして、河川の合流点は図面上容易に判別できるから、同地点以外の場所に小流域の下流端が設定されている場合には、必然的に、当該位置に洪水調節施設等が存在するか、あるいはその設置が予定されていることを意味することになる。」(被告第2準備書面6頁)としている。

ここで、被告が、「洪水調節施設等」としているのは、①水位観測所、②水位・流量観測所、③洪水調節施設の3施設である(同5頁)。

(2) そこで、「流域分割図」が開示され、「小流域の下流端」が明らかになって「洪水調節施設等」の位置が明らかになり、その中で、既設の洪水調節施設等のほ

か、構想中の「洪水調節施設等」の位置が判明したとしても、それが「洪水調節施設」(ダム)であるかどうかは、図面上からは判明することはない。被告は、添付図面9を用いて縷々説明しても、「結局、a点、b点にダム等の洪水調節施設等の建設構想が存在していること及びその予定地が判別できることになるのである。」(7頁)とするにとどまっている(下線は、原告代理人による)。従って、「流域分割図」が開示されても、同図が示す情報から「構想中のダム建設予定地」が明らかになるわけではないのである。

(3) なお、被告は、上記のような反論を慮ってか、利根川の流域分割図においては、「構想段階の水位・流量観測所についてはその旨の構想はなかった。」(4頁)などとして、あたかも「構想段階の洪水調節施設等」は、事実上「洪水調節施設」(ダム)を指しているかのような主張をしているが、そうした情報は図面上には表示されていない。であれば、「小流域の下流端」が、河川の合流点や、既設の洪水調節施設等でない場合でも、それが構想段階の「ダム予定地」を示すものとはならないことは明らかであって、「流域分割図」を不開示とする理由にはなり得ないことも明白である。

2 「甲4号証は、本件対象文書とは同じではない」との反論は意味をなさない

(1) 甲第4号証の「利根川上流域洪水調節計画に関する検討」の11頁には、利根川の「流域分割図」が掲載されている。被告の主張によっても、平成20年2月以降は、この種の情報は開示されているという(被告第2準備書面11～12頁)。そして、甲第8号証の建設省河川局監修「河川砂防技術基準(案)調査編」でも「流域分割図」が掲載され(122頁)、それらの図面には、その時々で構想されていた「ダム予定地」が表示されている。このことは、各書証の記載自体で明らかである。

原告は、このことを指摘して、「構想段階のダム予定地」なる情報は、これまで一般に開示されていた、と主張した。

(2) これに対して、被告は、本第2準備書面においては、旧流域分割図(甲4号

証)は、本件請求対象の流域分割図とは別のものであるとか、甲第8号証の「河川砂防技術基準(案)調査編」に搭載されている「流域分割図」(122頁)とも異なるものであるとして、これらの文書が公開されていることは、被告の本件処分の適法性とは関係がないとの趣旨の主張を行っている。

しかし、被告の反論は、全く見当外れである。順次、検討、批判を行う。

(3) 被告は、まず、「旧流域分割図は、本件流域分割図と別の文書であるからそれが従前公開されていたか否かと本件流域分割図を不開示とした本件処分の適法性とは直接的な関係はない。」(11頁)としている。

(4) 被告は、このように主張しているが、関係は大いにある。原告は、本項の冒頭に述べたとおり、「旧流域分割図」(甲第4号証)には、構想中のダム位置が載っているのであり、これが公表ないし開示されている事実を指摘しているのである。この種の情報は、従来、秘匿性の高い情報とは扱われていなかった事実を主張しているのである。要するに、「ダム予定地」の情報は、秘匿性がないものと扱われているということなのである。被告の反論は、的外れで見当違いなのである。

3 「甲8号証と甲4号証の図面は同じではない」とする主張も意味がない

(1) 被告は次のように主張している。

「原告が指摘する甲第8号証122頁……の流域分割図は、あくまで貯留関数法の計算に関する資料の例として作成されたものであるし、現に、甲4号証11ページに掲載された旧流域分割図と比較すると、1番や7番の小流域の流域界が簡略化して作図されていたり、16番の小流域についても3つに分割された流域の形状や大きさが異なるなど、両者は同一の図面ではないのである。」とした上、「以上のとおり、甲第8号証……は、旧流域分割図そのものではないから、旧流域分割図が平成20年2月より前に、一般書籍の公刊という形態で公開されていたという原告の主張も理由がない。」とする。

(2) 被告は、「ダム予定地」情報が公表されてきた事実をあえて黙過している

ア 被告は、上記のように主張するが、ここでは、甲第4号証の流域分割図と、甲第8号証のそれとの記載情報の精粗の違いなどは全く問題にならない。

しかしながら、上記2で述べたように、昭和51年6月から発売されていたという建設省河川局監修の「河川砂防技術基準（案）調査編」（甲第8号証。乙第26号証）においても、利根川上流域での構想中のダム建設予定地が掲載され、公表されていたという事実が重要なのである。

イ 被告は、昭和51年から発売の書籍（甲第8号証）でも、昭和44年に作成された甲第4号証の「利根川上流域洪水調節計画に関する検討」でも、利根川上流域の「ダム予定地」情報が掲載され、これが公刊、公表されていた事実について、情報の秘匿性などについては一言の説明もない。

ウ この利根川のダム予定地情報が開示されると、被告がいうように、

「不動産業者等において、補償金の支払いを受けることを目的として、洪水調節施設の建設予定地を広範囲に、あるいは安価で買収するなどといった事態が生じかねず、そうなれば同予定地周辺での不適正な土地取引が助長される（被告第1準備書面15頁）という事態を招くのであれば、昭和50年代でも、よもやこの種の情報を開示するはずはなかろう。そうした恐れなどが無いから公表されていたのである。こうした情報が開示されているということは、この種の情報に格別の秘匿性がないことを示すものである。

(3) 利根川では再三ダム計画が中止となり、買占めは失敗に終わる。

被告は、沼田ダム計画が公表された際のダム予定地の買占め騒動を取り上げて、こうした事態を防ぐためには、ダム建設予定地情報は厳重な管理が必要だと主張しているが、同ダム計画は閣議決定を経ても実現には至らなかったし、利根川流域では、これまでに川古ダム、平川ダム、戸倉ダム、栗原川ダムが中止となり、その他本庄ダムや山口ダム、跡倉ダムなどでの計画も沙汰済みとなっている。こうした一連の事実を前にすれば、そこから得られる教訓は、利根川流域での構想段階のダム計画情報に乗じて土地の買占めに走ると大損をす

るといふ法則であらう。この危険に誰も手を出すはずはない。こうした状況下において、被告が説明するような不開示理由が相当性、正当性を持つ余地はない。重ねて言うが、このことは、これまでの長い間の「ダム予定地」情報の公表がこのことを雄弁に物語っているところである。

むすび

「流域分割図」や「流出モデル図」それ自体は、「技術的な性格を有する文書」であり（最高裁平成16年6月29日判決，判時1869.17参照），これが非公開情報にあたるということは，被告も主張しえないでいる。

しかし，「ダムサイト情報がこれに書き込まれているから」という理由に藉口して，被告が本件文書の開示を拒否している真の理由は，本件請求文書が公開されると，利根川の八斗島基準点における基本高水流量を毎秒22000 m³と設定したこととの当否が一般の検証の対象となってしまうことを恐れているからであろうと推測される。

訴状（7頁）で指摘したとおり，「基本高水流量2200 m³/秒」を大前提とし，河道で流せる量（河道の分担分）は16500 m³/秒であるから，差引き5500 m³/秒はダムで引き受ける必要がある，という主張が八ッ場ダム整備計画を支えるストーリーである。これに対し基本高水が河道の分担能力の範囲内であれば，治水ダムは不要であり，流域自治体にはダム建設に伴う治水上の顕著な利益（河川法63条）は発生しないから負担金支払い義務も生じないことになる——このことを主張する流域1都5県の住民訴訟が東京高裁（第5，10，11，22，24各民事部）および宇都宮地裁に現在係属中である。

本件文書が公開されることは，これら住民訴訟の受訴裁判所の審理を充実させる上でも不可欠のことである。

よって，原告は本件につきすみやかな判決を求める。

以上